

# Actus Newsletter(資産税)

## 遺産が未分割状態における留意点



被相続人が死亡した場合、その所有する財産は、原則遺言がある場合を除いて、相続人間の協議によって遺産分割方法が決定されます。その遺産分割の協議は、相続人間での話し合いがまとまらないこともあり、そのような状態を「未分割状態」といいます。未分割状態では多方面にわたる影響があるため、その留意点について解説いたします。

### ■ 遺産分割協議及び未分割状態の主な留意点

#### ① 遺産が共有状態になる

相続人が複数人いる場合、相続開始日から遺産分割協議が確定するまでの間、遺産は**複数の相続人が共有している状態**となります。共有状態では、例えば不動産の売却手続きに共有者全員の同意が必要になる等、財産の管理・処分に制約が生じます。

#### ② 数次相続発生リスク

数次相続とは、**被相続人の遺産分割協議の確定前にその相続人が死亡し次の相続が開始されること**をいいます。未分割状態が長期化する程、この発生リスクは高まることになります。数次相続が発生すると、死亡した相続人の相続人が、遺産分割協議に参加することになり、更に意見がまとまらない状態になるなど、遺産分割協議が長期化・複雑化する可能性があります。

### ■ 遺産分割の期限

遺産分割協議そのものには期限はありませんが、相続税の申告書は、「その相続の開始があったことを知った日の翌日から **10 ヶ月以内**」に提出しなければならないと定められています。各相続人等の相続税額は、相続税の計算構造上、全体の税額を**取得した財産の課税価格に応じて配分**されるため、申告書の提出期限までに、遺産分割協議が確定していることを前提としています。しかし、申告書の提出期限までに遺産分割協議がまとまらない場合もあることから、このような場合には、遺産分割協議が確定するまで申告期限を延長するのではなく、課税の公平の観点から、**民法で定められた相続分等(法定相続分等)**の割合により財産を取得したものと、相続税の申告及び納税を行わなければなりません。

### ■ 未分割状態における相続税申告の主な留意点

#### ① 各種特例の不適用

相続税の申告に際しては、相続税負担の軽減が図られる特例があります。代表的なものとしては、「**配偶者に対する相続税額の軽減**」と「**小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例**」の2つです。これらの特例は取得者が確定し一定の要件を満たしている場合に、その取得者である相続人等の税負担を軽減するという趣旨の規定であるため、**未分割状態においては、その適用を受けることができません**。ただし、当初の申告の際に、「**申告期限後3年以内の分割見込書**」を提出することにより、申告期限後3年以内に分割協議が確定した場合には、その時点でこれらの特例を適用した状態で相続税額の再計算をし、税額が少なくなる場合には還付を受けることができます。

なお、相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合において、申告期限後3年以内に分割が確定しない場合は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出し、承認を受けることにより、その後であってもこれらの特例の適用を受けることができます。

#### ② 納税資金の準備

未分割状態で申告する場合、上記①の特例が適用できないため、分割が確定している場合に比べ、**納税額が多くなる**ことが予想されます。遺産分割が確定しなければ、不動産の売却や預金の解約等の財産の処分に制約がかかるため、**相続財産を納税資金に充てることができず**、別途納税資金を準備する必要があります。

### ■ 未分割後に分割協議が確定した場合の取り扱い

未分割状態の申告書の提出後に分割が確定した場合に、法定相続分等による取得分と異なる遺産分割となったときは、当初の申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合には**修正申告、税額が少ない場合には更正の請求**をすることができます。ただし、更正の請求を行う場合は、原則、**分割等が行われたことを知った日の翌日から4月以内**と定められているため、分割後は速やかに更正の請求を行う必要があります。

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！